

(22)

ものとす。

中央委員及中央常任委員並に中央委員長は大會に於て發言權を有するも決議權なし。

第十二條 加盟各組合は左の比例を以て大會代議員を選出す。

一、二百名未満の組合は 二名

一、二百名以上は百名を増す毎に一名増員。

一、五百名以上は百二十名を増す毎に一名増員。

一、千名以上は百五十名を増す毎に一名増員。

一、三千名以上は二百名を増す毎に一名増員。

最後の端数半数以上なる時は更に一名増員。

第十三條 大會は毎回議長一名、副議長一名を選挙し議長は大會書記並に左の各種大會委員を若干名選任す。

一、資格審査委員 二、豫算審査委員 三、會計審査委員 四、法規委員 五、議事委員 六、其他

第十四條 大會の議決は特に規定なき場合は出席代議員過半数の同意に依つて成立す。

但し可否同數なる時は議長の要決に依つて決し此議決に對して出席代議員の五分の二以上の異議ある場合は再採決を行ふ。この場合は各代議員の投票は各々その代表する組合員數(會費定額者)に換算して採決す。

二 中央委員會

第十五條 中央委員會を以て次期大會に至る迄の最高機關とす。

第十六條 中央委員會は中央委員長中央委員を以て構成す。

中央委員會は大會の決議執行の責任を負ひ本會の綱領及宣言の遂行に必要な緊急事項に關する決議を行ふもの

とす。

第十七條 中央委員會は毎年大會に於て左の選舉區に從ひ選舉し大會の承認を経るものとす。

但し補選の場合同次期大會に報告して承認を求むる事を要す。

一、各全國的産業別聯合會又は協議會

一、各地方評議員

中央委員の選舉の比例を左の通りとす。

一、全國的産業別聯合會若しくは協議會は組合員數二千名以下は千名に付き一名。

二千名以上は千名を増す毎に一名増員。

一、地方評議會は二地方各一名宛各選舉區は其選舉區以外の團體より中央委員候補者を採用する事を妨げず。

第十八條 中央委員長は大會に於て選舉す。

第十九條 各選舉區はその選出せる中央委員を解任する事を得。

但し解任及その補選の一切は次回の大會に於て承認を得る事を要す。

第二十條 中央委員會は一ヶ年三回定期に開催す。

但し中央委員會の必要を認めたる場合又は中央委員三分の一以上の請求ある時は臨時に開催するものとす。

三 中央常任委員會

第二十一條 中央委員會は互選に依り若干名の常任委員を設け中央委員長を以て委員長とする中央常任委員會を組織せしむ。

中央常任委員は中央委員會の決議を執行すべき責を負ふものとす。

(23)